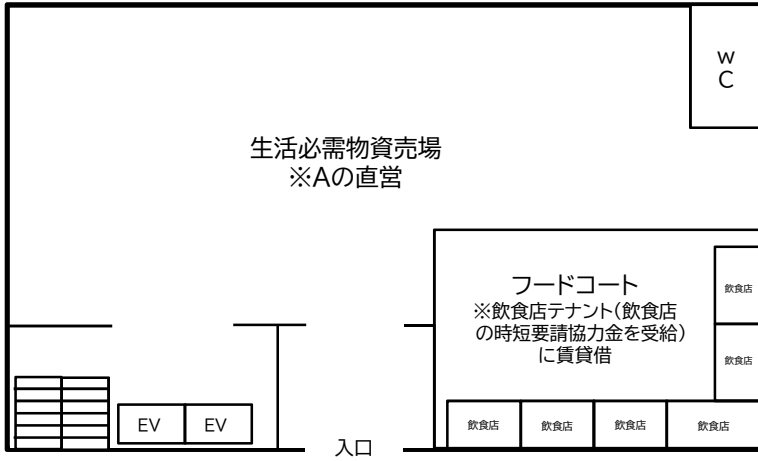


協力金算定時の面積等の考え方 ～映画館が入っている百貨店の例～

- 3階建てで、1階ごとの床面積2,000㎡ → 総床面積6,000㎡ = 要請の対象となる大規模集客施設に該当
- 建物の構造
 - ・1階...生活必需品売場(運営者:百貨店運営者A), フードコート(運営者:飲食店テナント事業者)
 - ・2階...専門店街 (百貨店の直営店舗(運営者:百貨店運営者A), その他の店舗(運営者:テナント事業者, 特定百貨店店舗), 催事の実績のある屋内広場)
 - ・3階...映画館(運営者:映画館運営者B) ※テナントとして百貨店に出店しているが、単独で床面積2,000㎡であるため、要請の対象となる大規模集客施設にも該当

1階 ・Aが運営する生活必需品売場と、飲食店テナントのフードコート
 ・バックヤードは図から省略



百貨店運営者A

・百貨店全体を運営する大規模集客施設運営事業者。1階の生活必需品売場と、2階専門店街のテナント2店舗を直営。

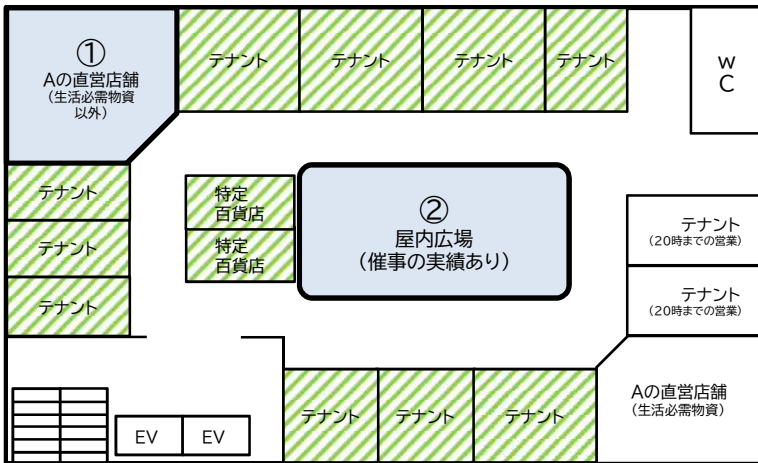
- 自己利用部分(図では①と②の部分)
 - ・生活必需品以外を取り扱うAの直営店舗面積、催事の実績がある屋内広場面積の合計で計算

※テナント部分(映画館も含む)、生活必需品販売部分、サービス提供を直接的に行っていない部分(階段・施設間の連絡通路・エレベーター・トイレ・バックヤード等)を除く。
 ※フードコートの客席部分は、飲食店テナントに賃貸借しておらず、一般消費者向け事業の用に供している場合は、自己利用部分面積に含む。

- テナント事業者等管理把握に係る協力金
 - ・協力金の支給対象となるテナント事業者及び特定百貨店店舗数の合計で計算(図では12店舗)
 - ※協力金の対象となるテナント等が10以上ある場合のみ

- 特定百貨店店舗数に関する算定
 - ・特定百貨店店舗の数で計算(図では2店舗)
 - ・最終的には、特定百貨店店舗に支払われることを想定

2階 ・専門店街(Aの直営店舗2, テナント事業者等の店舗14, 屋内広場)
 ・バックヤードは図から省略



各テナント事業者

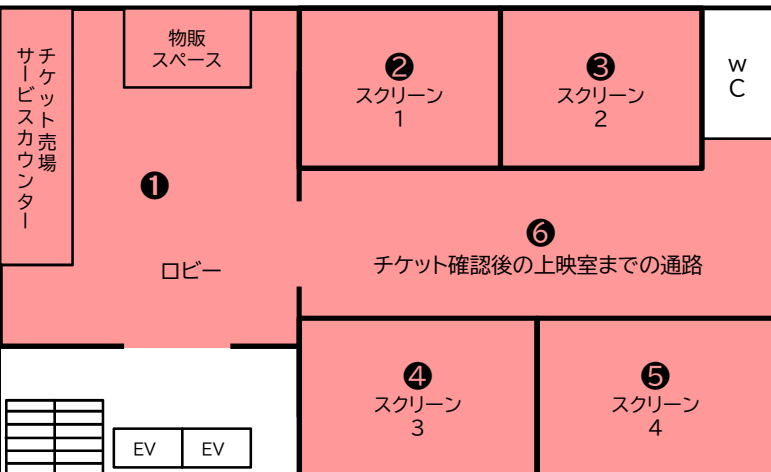
・百貨店に入居する各テナントの事業者

- 店舗等面積
 - ・自身のテナントの店舗等面積で計算

※通常時から20時を超えて営業している店舗が対象
 ※生活必需品を取り扱うテナントも支給対象
 ※飲食店の時短要請協力金を受給しているテナント(図では1階フードコートの飲食店)は支給対象外

※特定百貨店店舗(図では2店舗)については、大規模集客施設に支給する「特定百貨店店舗数に関する算定」から、最終的には特定百貨店店舗に支払われることを想定

3階 ・映画館(Aが運営する百貨店にテナントとして出店するBが運営。映画館単独で床面積2,000㎡のため、大規模集客施設に該当)
 ・バックヤードは図から省略



映画館運営者B

・映画館(3階部分)を運営する大規模施設運営事業者

- 自己利用部分面積(図では①～⑥の部分)
 - ・映画館としてのサービス提供面積(チケット売場, 物販スペース, ロビー等), 常設スクリーンのある上映室面積の合計 ※サービス提供を直接的に行っていない部分(階段・エレベーター・トイレ・バックヤード等)は除く
- 常設スクリーン数
 - ・常設スクリーンの数で計算(図では4スクリーン)

※映画館に映画を配給している映画配給会社は、「映画配給会社向け協力金」の対象となる。当協力金については、映画館がまとめて申請することも可。

※この図解は、あくまで参考としての一例です。
 協力金算定の際は、ご自身の運営する施設の実態に応じてご検討ください。